

柳泉園クリーンプート
長期包括運営管理事業

落札者決定基準

平成 28 年 8 月

柳泉園組合

目 次

1 事業者選定方法	1
2 総合評価の方法	3
3 価格点の算出方法	3
4 非価格要素点の算出方法	4
5 総合評価点の算出方法	5

本落札者決定基準は、「柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札により選定するにあたり適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、募集要項（入札説明書、要求水準書、事業契約書案、様式集）によるものとする。

本落札者決定基準は、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するため、応募者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものであるとともに、柳泉園組合が応募者の提案に期待している内容を示すものである。

1 事業者選定方法

事業者の選定は、次の手順により実施するものとする。なお、各段階の審査に関しては、審査委員会において評価・審査を行い、その審査結果を受け、組合が落札者を決定することとする。

1) 第1段階：資格審査

資格審査は、応募者から提出された資格確認申請書類等を基に、応募者が入札説明書の「8 1) 応募者の備えるべき参加資格要件」に示した要件を満たすことを確認する。参加資格要件を満たすことが確認された応募者のみ、次段階の形式審査に参加できるものとする。

2) 第2段階：形式審査

形式審査は、第1段階を通過した応募者から提出された書類について、技術提案書が技術的観点から見て組合の要求する水準を満足する内容であること、事業計画書が事業としての妥当性を有していることの確認を行うものとする。これらを満たすことが確認された応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に参加できるものとする。

具体的には、提出された入札書類について、審査委員会において以下のとおり形式審査を行う。

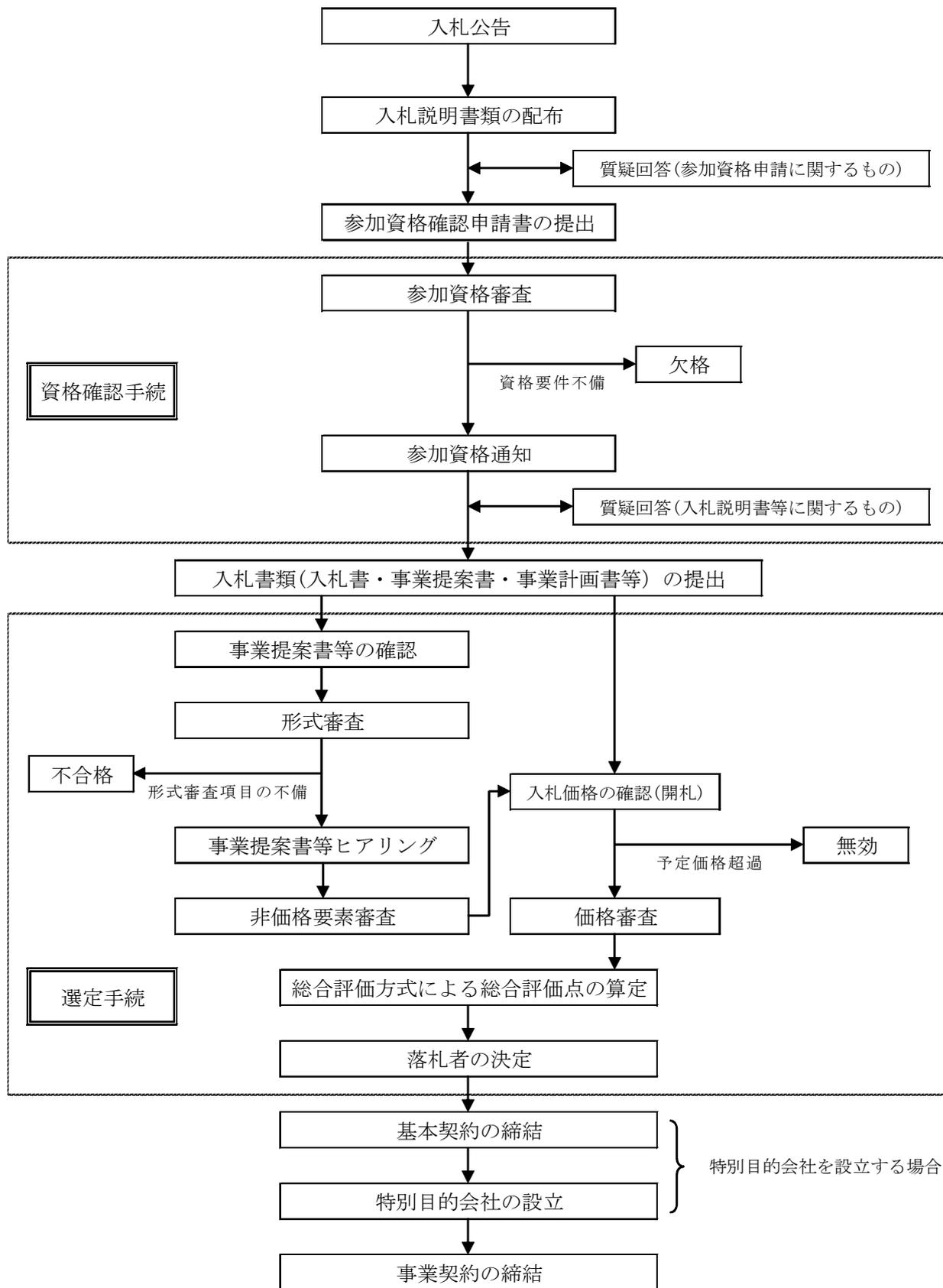
- ・必要な書類がそろっているか
- ・書類間で整合しているか
- ・要求水準を満たした事業提案がなされているか
- ・事業提案と入札価格内訳が整合しているか
- ・事業契約書案を遵守しているか
- ・事業計画書がコストや収益等の点において妥当か

3) 第3段階：非価格要素審査及び価格審査

形式審査において、提案が組合の要求する水準を満たした内容であると確認された応募者を対象として、非価格要素審査を実施するものとする。非価格要素審査では、応募者の提案のうち、前項の選定基準に沿った視点で審査委員会において評価を行い、非価格要素点を算定することとする。また、価格審査では、価格提案書に記載の金額が予定価格以内であることを条件として各社の提案価格を一定の算定式に基づき、点数化して価格点を算定する。

4) 第4段階：総合評価

3)の非価格要素点と価格点とを合わせて総合評価点を算出する。総合評価点の算定方法等については、後段に示すこととする。



2 総合評価の方法

予定価格を超過していない最終審査対象者について、「非価格要素点」と「価格点」の合計によって「総合評価点」を算出し、総合評価点が最も高い者を、落札者とする。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素点} + \text{価格点}$$

総合評価点は100点を満点とする。

非価格要素点と価格点の比率は、6 : 4とする。

3 価格点の算出方法

各最終審査対象者の入札価格について、以下の算式に基づいて価格点を算出する。

点数は、少数点以下第3位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格点} = \text{配点} \times (\text{最低価格} / \text{入札価格})$$

最低価格＝最も低い価格で応札した業者の提案した価格

(ただし、入札価格<予定価格×80%の場合、上記式の最低価格及び入札価格は予定価格×80%として取り扱う。)

4 非価格要素点の算出方法

1) 評価項目と配点

非価格要素の評価項目及び配点は以下に示すとおりである。

項目		配点	審査する点
運転維持 管理体制 (4点)	組織構成と有資格者の 確保及び配置	4	組織体制として必要かつ十分な人員が配置され、かつ、適正な有資格者が確保され、配置されていること。 指示命令系統が明確であり、適切な報告連絡体制が整備されていること。
運転管理 業務 (13点)	搬入管理	4	実施方針、実施方法が適切であり、処理不適合物や危険物等の除去及び分別管理等が徹底して行えるものとなっていること。
	運転計画・管理	9	適正な運転計画のもとに運転管理が実施されていることや将来的に想定されるごみ量の減少に対して効果的な対策が計画されていること。また、搬入・搬出物、排ガス等の性状分析の方法・頻度が必要かつ十分なものとなっていること。さらには、効率的な発電が可能なものとなっていること。
維持管理 業務 (18点)	調達計画	3	調達方針及び調達計画について、不測の事態が発生した際にも適正に施設が稼働できるよう適切なものとなっていること。
	点検・検査計画	4	本施設の点検・検査計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。
	補修（大規模補修含む） 計画	11	本施設の補修（大規模補修含む）計画の内容が必要かつ十分なものとなっており、かつ効率的な計画となっていること。
環境管理 業務 (12点)	環境保全基準・計画	9	運転維持管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限におさえる環境保全基準及び設定方針となっていること。また、それらを実現するための計画となっていること。
	作業環境管理基準・計画	3	作業員の安全確保に十分配慮した作業環境管理基準及び設定方針となっているか。また、それらを実現するための計画となっているか。
情報管理業務 (3点)		3	各報告書の作成の考え方（項目、頻度、保管期間）、データ等の管理が適切なものとなっていること。
事業管理計画 (3点)		3	財務・収支計画が適切であること。
リスク管理計画 (4点)		4	ごみ量・ごみ質の変動や火災、地震、重故障等の将来発生することが想定されるリスクへの対応が適切に実施できるようなリスク管理方針及び管理体制となっていること。緊急対応マニュアルが整理されていること。
地域振興 (3点)		3	地元雇用、地元企業への貢献など地域経済への配慮及び環境学習、環境保全に関する情報提供、緑地帯の活用など周辺住民への配慮がなされていること。

2) 点数化方法

各最終審査対象者の提案内容について、1)の各項目に関して下表に示す「評価点の付与の考え方」に基づいて評価を行い、評価点を算出する。

点数は、少数点以下第3位を四捨五入した値とする。

評価	評価内容	採点の算出方法
A	非常に優れている	配点×100%
B	AとCの中間程度	配点×75%
C	優れている	配点×50%
D	CとEの中間程度	配点×25%
E	要求水準を満たす程度である	配点×0%

5 総合評価点の算出方法

非価格要素点と価格点から、2 に示す算式に基づき、総合評価点を算出する。

(例) A社の非価格要素点が43.25点、価格点が35.12点の場合

$$\begin{aligned} \text{A社の総合評価点} &= \text{非価格要素点} + \text{価格点} \\ &= 43.25\text{点} + 35.12\text{点} = 78.37\text{点} \end{aligned}$$